

申請・届出名称	(第9号様式) 病院(診療所) 開設許可事項の変更許可申請書
内容	病院又は医師、歯科医師でない者が開設した診療所が、その構造設備、病室病床数、従業者の定員などの開設許可事項について変更を行う場合に提出するもの
提出場所	久留米市保健所総務医薬課(久留米商工会館4階)
提出時期	事前に
手数料	なし
添付書類	<input type="checkbox"/> 1 構造設備、室の用途等の建物に係る変更の場合は、新旧が対照できる平面図 <input type="checkbox"/> 2 従業者定員を変更する場合は、過去1年間における1日平均の外来患者数、入院患者数及び外来処方せん数並びに医療従事者の名簿(常勤換算が可能なもの) <input type="checkbox"/> 3 変更が病室に及ぶものである場合は、各病室の概要(種別・病床数・床面積・採光面積・開放面積・天井高)を記載した書類(減床のみの場合を除く) <input type="checkbox"/> 4 変更が療養病床に係るものである場合は、医療法第21条第1項第11号及び第12号に掲げる施設の構造設備の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 5 変更がエックス線装置に係るものである場合は、診療用エックス線装置に係る構造設備の概要を記載した書類 <input type="checkbox"/> 6 土地及び建物の変更について、自己所有の場合は不動産登記事項に、賃貸借の場合は賃貸借契約書に変更が生じる場合はその証明書又は写し (注意事項) 1 提出時期については、変更(工事等の着手)する日の約1か月前(大掛かりな工事等を伴う場合は余裕を持って)には提出すること。 2 病院又は有床診療所の病室、手術室、処置室などを変更する場合、使用許可が必要な場合があります。
備考	